

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

安芸高田市建設部管理課

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価の早期適用については、「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について（令和4年2月18日付け国官技第283号）により、市発注工事において次のとおり特例措置を講じることとしましたので、お知らせします。

1 対象となる契約

- (1) 令和4年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。
- (2) 令和4年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、令和4年3月1日において工期の始期が到来していないもの。

2 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

(1) の場合

変更後の請負代金額＝当初請負額／当初官積算額×新労務単価により積算された官積算額

(2) の場合

「建設工事請負契約約款第25条第6項の運用基準」（平成26年2月24日）1. (1) 及び2. から8. まで（4. (3) を除く。）の規定を準用するものとする。

3 事務処理

「公共工事労務単価の運用に係る特例措置事務処理要領」による。